

「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物管理型最終処分場の 拡張事業」に係る環境影響評価方法書に関する熊本県知事意見

標記方法書について、環境保全の見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成にあたっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

〔 全般的事項 〕

- （ 1 ）準備書の作成にあたっては、文献や各種データ等について最新版を使用するとともに、資料の出典を必ず記載し、記載にあたっては、統一性・流れをもたせ、読みやすく、理解しやすい構成に努めること。

〔 大気環境 〕

騒音・振動

- （ 1 ）騒音・振動の予測地点について「騒音・振動の影響が最も大きくなる地点を選定する」となっているが、騒音・振動の予測については、第一期処分場、第二期処分場、第三期処分場の事業工程毎に、複数箇所でも予測・評価をする必要がある。

〔 水環境 〕

地下水

- （ 1 ）地下水の観測地点については、事業実施区域を挟む調査地域内の地下水流向の上流側と下流側に位置する既存井戸等を観測地点に加え水質の状況を把握する必要がある。また、新たに設置する観測井についても、上記の観点から設置場所については再度検討すること。

また、新たに観測井をボーリングする時には、埋立地の安定性検討のためにも当該箇所の地下水の状況や地質についても把握しておく必要がある。

- （ 2 ）地下水質の調査が「渇水期に 1 回」となっているが、地質、井戸深度等によっては、水質が悪化するのとは限らないことから、調査としては、豊水期、渇水期ともに行う必要がある。

[動物・植物・生態系]

動物

- (1) 熊本県では、平成16年3月に「熊本県の保護上重要な野生生物リスト - レッドリストくまもと2004 - 」を作成しており、この中でクモ類、陸産貝類についても保護上重要な種を選定していることから、これらも調査、予測及び評価の対象とする必要がある。
- (2) ほ乳類は夜間に活動するものも多く、当該地域においても生息が十分考えられるので、ほ乳類の現地調査の手法に「自動撮影装置」を追加する必要がある。
また、両生類の現地調査の手法に「鳴き声」を追加すること。
- (3) 両生類の中には1月から2月にかけて産卵するものがあるので早春季の調査を追加する必要がある。

植物

- (1) 熊本市及び植木町の学術上重要な種、絶滅のおそれのある種については、事前に文献等で地域の重要種等を把握したうえで、調査、予測及び評価を行う必要がある。

生態系

- (1) 上位性、典型性に該当する生物種を念頭に置いたうえで現地調査を実施し、予測と評価を行う必要がある。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

景観

- (1) 本事業は、事業実施区域の近くを幹線道路が通り、住宅地にも隣接した場所にあるため、周辺住民の目にふれることを強く認識し、近距離の生活圏からの景観について、調査、予測及び評価を行う必要がある。

[関係市町長]

熊本市長及び植木町長から別添のとおり意見が提出されているので、環境影響評価準備書の作成にあたっては十分留意すること。

(別紙)

「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」
環境影響評価方法書に関する意見について

市町村名 熊本市

当該計画の地域は、環境影響評価方法書にもあるように本市の重要な地下水脈上に位置し、その汚染を危惧するところである（p36「図 3.1-9 地下水の流動」参照）。

このことを申し添えた上で、下記の意見を述べる。

該当頁	事項	内容
161	5.1.2.7 地下水に関する水位、 流向等	(環境影響評価方法書関連) 1. 地質の状況の調査結果に基づき、地質柱状図を作成し地下水や地質の現状把握を行うこと。
166	5.1.2.8 地下水の水質の状況	2. 地下水の水質把握に環境基準 26 項目とされているが、ダイオキシン類を含めるべきである。
167		3. 現地調査の時期を渇水期の 1 回としているが、流向同様、豊水期も対象とすべきである。
48 ~ 54	3.1.5.1 動物	4. 例えば「重要な魚類」の表記について、レッドデータブックによるとニッポンバラタナゴは絶滅危惧 IA 類、オニヤラミは準絶滅危惧であるところを本方法書では該当なしとしているため、事実関係を他の分類群も含めて再度確認されたい。
177,178	図 5.2-2 水棲生物の調査地域及び調査地点 表 5.2-2 動物の調査ルート及び調査地点の設定理由	5. 計画地内を流れる系山川直下流にニッポンバラタナゴなど貴重な動物が生息していることから、計画地内にも貴重な動物が生息している可能性がある。 にもかかわらず、予定している調査では計画地内での調査地点が最上流の 1 地点に限られている。 そのため、計画地内に生息している可能性がある動物が貴重であることに鑑み、調査地点を適切な場所に追加して調査する必要があると考える。 また、計画地内に貴重な動植物が生息・生育していた場合には、移植等適切な対策を実施されたい。

(別紙)

9	2.2.5.3 (3)遮水工	(対象事業関連) 1.当該地域は、p.36の「図3.1-9地下水の流動」にもあるように本市にとって重要な地下水脈の上部にある。よって、地下浸透を防止する遮水工等においては、十分な対策及び構造を取られたい。
9	(4)雨水集排水施設	2.計画埋立地の地表面の雨水については、排水路に流込み調整池を經由し公共水域に排出する計画であるが、調整池については地下水質汚染防止の観点から浸透型の構造は避けられたい。 雨水集水面積が広く、大量の雨水が発生することから、水資源の有効利用の観点から散水等へ利用するための雨水利用施設の設置を要望する。
9	(5)浸出水排水施設	3.埋立地の浸出水については、水処理施設で処理し公共水域に排水される計画となっているが、公共水域の汚濁等防止の観点から水処理施設の能力は上乘せ排水基準値を担保できるものとされたい。

(別紙)

「有限会社オー・エス収集センター 産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」
環境影響評価方法書に関する意見について

植木町

該当頁	事 項	内 容
27 36	騒音・振動 地下水	近隣には住宅・病院があるため、騒音・振動対策には十分配慮する必要がある。また、計画地付近につきましては飲料水を地下水でまかなっている世帯があるため水質汚染にも注意が必要である。